

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年1月21日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年11月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人マインドファースト

島津 昌代

高松市牟礼町牟礼3720番地238

3 定款に記載された目的

この法人は、トータルメンタルヘルスの視点に立ち、精神的健康の増進、精神障害の発生の予防、精神障害者の福祉の向上に取り組み、人びとのメンタルヘルスの向上を図ることによって、メンタルヘルスを必要とするすべての人びとが、地域でいきいきとした生活を送れる社会を実現することを目的とする。